

令和4年12月9日

令和4年第3回神奈川県議会定例会

防災警察常任委員会報告資料

くらし安全防災局

目 次

| | | |
|-----|-----------------------------|----|
| I | 新型コロナウイルス感染症に係る取組 | 1 |
| II | 神奈川県水防災戦略の改定 | 3 |
| III | 避難所マニュアル策定指針の修正 | 5 |
| IV | 令和4年度の主な訓練の実施状況 | 7 |
| V | コンビナート地域における高圧ガスの製造許可等の権限移譲 | 11 |

参考資料1 神奈川県水防災戦略改定素案

参考資料2 避難所マニュアル策定指針修正案

I 新型コロナウイルス感染症に係る取組

くらし安全防災局では、新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部の統制部として、庁内各局と連携し、会議の開催、県の取組方針のとりまとめ等を行った。令和4年10月7日の防災警察常任委員会以降の主な取組は、次のとおりである。

1 新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議の開催

| 開催日 | 主な内容 |
|--------|-----------------------------|
| 10月11日 | 病床確保フェーズ・レベルの引き下げについて（書面開催） |
| 11月15日 | 政府分科会の新たな対策方針と県の現状について |
| 11月29日 | オミクロン株の特性を踏まえた本県のレベル分類について |

2 オミクロン株の特性を踏まえた対応

(1) 国の方針

11月18日の政府対策本部で、次の方針が示された。

ア 基本方針

今秋以降の感染拡大が、今夏のオミクロン株と同程度の感染力・病原性の変異株によるものであれば、新たな行動制限は行わず、社会経済活動を維持しながら、感染拡大防止措置を講じる。

イ 新たなレベル分類

オミクロン株に対応し、4段階の新たなレベル分類とする。

レベル判断に当たっては、設定した指標が目安を超えた場合に機械的に判断するのではなく、保健医療の負荷の状況、社会経済活動の状況及び感染状況に関する事象等を十分に勘案し、各都道府県において総合的に判断する。

ウ 保健医療への負荷が高まった場合の対応

「レベル3（医療負荷増大期）」にあると認められる場合に、都道府県は「医療ひっ迫防止対策強化宣言」を行い、住民及び事業者等に対して、医療体制の機能維持・確保、感染拡大防止措置、業務継続体制の確保等に係る協力要請・呼びかけを行う。

(2) 県の対応

国の方針を踏まえ、11月29日の県対策本部で、本県のレベル分類を決定するとともに、本県の感染状況は「レベル2（感染拡大初期）」であることを確認した。

「レベル3（医療負荷増大期）」への移行については、新型コロナウイルス感染者以外も含めた重症化リスクの高い患者の受診状況や救急搬送への支障等の保健医療の負荷の状況、社会経済活動の状況、感染状況から総合的に判断する。

また、状況に応じ、県民や事業者等への要請・呼びかけの強化を検討する。

【参考】本県のオミクロン株対応の新たなレベル分類

| レベル(L) | | 保健医療の負荷の状況 | 社会経済活動の状況 | 感染状況 | 具体的対策 |
|--------|--------------------------|--|-----------------------------------|--------------------------|--|
| L4 | 医療機能不全期 (避けた いレベル) | <外来> ○通常医療を含めた外来医療全体がひっ迫し、機能不全の状態 <入院> ○救急車を要請されても対応できない状況が発生する ○入院できずに自宅や宿泊での療養中に死亡する者が多数発生する | 職場の欠勤者が膨大になり、社会インフラの維持に支障が生じる | 想定を超える膨大な数の感染者が発生する | |
| L3 | 医療負荷増大期 | <外来> ○発熱外来・救急外来に多くの患者が殺到し、重症化リスクの高い者がすぐに受診できない状況が発生する <入院> ○重症患者の救急搬送に支障をきたしている ○医療従事者の欠勤者が継続して上昇傾向で、院内クラスターが多数発生するなどにより、重症患者の受入が困難になる | 職場に欠勤者が多数発生し、業務継続が困難になる事業者が多数発生する | 医療の負荷を増大させるような数の感染者が発生する | 【社会への要請】 ○医療非常事態宣言 (レベル4回避のため、県民・事業者に対してより強力な要請・呼びかけ) ○医療ひっ迫防止対策強化宣言 (県民・事業者に対して医療体制の機能維持・確保、感染拡大防止措置、業務継続体制の確保等に係る要請・呼びかけ) |
| L2 | 感染拡大初期 | <外来> ○発熱外来の患者数が急増し、負荷が高まる ○救急外来の受診者数が増加する <入院> ○入院調整がスムーズにいかなくなる ○医療従事者の欠勤者数が増加する | 職場に欠勤者が多数発生し、業務継続に支障が生じる事業者が出始める | 感染者数が急速に増え始める | |
| L1 | 感染小康期 | ○外来医療、入院医療ともに負荷は小さい | | 感染者数は低位で推移している | |

- レベル判断については、上記表記載の基準を参考に、総合的に判断し、決定することとする。
- 個々の具体的対策を講じる時期については、表記載の状況等を総合的に判断し、柔軟に対応することとする。
- 病床使用率、重症病床使用率は、指標ではなく、参考情報として扱う。

II 神奈川県水防災戦略の改定

策定から3年目となる神奈川県水防災戦略について、新型コロナウイルス感染症との複合災害対策等、政策環境の変化を踏まえた対策の充実を図るため、来年度から3か年を見据えた改定戦略の素案をとりまとめた。

1 現行戦略における取組の検証

(1) 緊急に実施することで被害を最小化するハード対策

河川の緊急対応、漁港施設の機能強化等、令和元年の台風第15号、19号の復旧と脆弱箇所の緊急対応は、概ね順調に達成している。

(2) 中長期的な視点で取組みを加速させるハード対策

遊水地や流路のボトルネック箇所や土砂災害防止施設の整備等、前倒し計画に基づき着実な推進が図られている。

(3) 災害対応力の充実強化に向けたソフト対策

防災行政通信網の再整備、市町村への情報伝達体制の強化等、着実な推進が図られている。

2 改定素案の概要

(1) 対象とする災害（現行戦略から継続）

台風や豪雨による洪水、土砂崩れ、高潮、暴風等に係る災害とする。

(2) 目標（現行戦略から継続）

住民による適切な避難行動を促進するとともに、水害や土砂災害による被害の最小化を目指し、次の目標を定める。

- ・「水害からの逃げ遅れゼロ」
- ・「県民のいのちを守り、財産・生活等への被害を軽減」

(3) 対象期間

令和5年度から3か年

(4) 対象とする対策

| 現行戦略 | 改定素案 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 緊急に実施することで被害を最小化するハード対策・ 中長期的な視点で取組みを加速させるハード対策・ 災害対応力の充実強化に向けたソフト対策 | <ul style="list-style-type: none">・ 被害軽減の取組みを加速させるハード対策・ 災害対応力の充実強化に向けたソフト対策 |

(5) 対策の主な内容

- ・河川管理者をはじめ、流域に関わるあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害の軽減に取り組む流域治水の推進を追加
- ・盛土に関する法令改正を踏まえ、基礎調査や規制区域の指定等の取組強化を追加
- ・災害発生前からの県災害対策本部の設置等、本部運営体制の強化に関する対策を追記
- ・感染症との複合災害対策を追加
- ・ライフライン被災時のトイレ対策の充実を追加
- ・再整備で機能強化を図る防災行政通信網の運用等、防災におけるデジタル化の進展に対応する対策を追記

3 今後の予定

- 令和4年12月 県民意見反映手続（パブリックコメント）、市町村への意見照会を実施
- 令和5年3月 防災警察常任委員会へ改定案の報告
神奈川県水防災戦略を改定、公表

Ⅲ 避難所マニュアル策定指針の修正

避難所における女性の視点の強化や生活環境の改善など、近年の災害の課題や教訓、国の指針の改定等を踏まえ、避難所マニュアル策定指針を修正する。

1 修正案の主な内容

(1) 新型コロナウイルス感染症等の感染症対策

- ・「新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所運営ガイドライン」の内容を反映

(2) ライフラインの被災時のトイレ対策の強化

- ・市町村における災害用トイレの備蓄や調達体制の強化、住民への携帯用トイレの備蓄や使用方法に関する普及啓発等について、記載内容を充実

(3) 女性の視点の強化

- ・避難所運営への男女双方の参画に関する記載を充実
- ・女性用品の配布場所の設置や女性による配布等を追加
- ・女性用トイレや更衣室等の巡回を女性が行うことを追記

(4) 生活環境の改善

- ・熱中症対策を追加する他、自家発電装置や蓄電池、衛星電話等の設置に関する記載を充実

(5) 新技術の活用

- ・インターネットで避難所の混雑状況を把握する手法や、避難所におけるWi-Fi環境の整備について追加
- ・普及が見込まれるマイナンバーカードを活用した避難者の把握方法等、新技術の活用の検討に関する記載を充実

(6) アレルギー対策

- ・食物アレルギー対応食品の備蓄、備蓄場所や備蓄内容の住民への周知について追加

(7) ペット対策

- ・避難所でのペット対策における避難所運営委員会（仮称）、飼い主及び市町村の役割の記載を充実
- ・避難所におけるペットの飼養スペースの設置方法の考え方の記載内容を充実

2 今後の予定

- ・12月中に修正し、市町村に周知する。
- ・避難所を巡る施策や環境の変化、国指針の改定等に応じ、適宜、内容の充実、修正を行っていく。

IV 令和4年度の主な訓練の実施状況

前回の防災警察常任委員会（令和4年10月7日）以降に実施した主な防災訓練の実施状況は、次のとおりである。

1 ビッグレスキューかながわ（第43回九都県市合同防災訓練、令和4年度神奈川県・葉山町合同総合防災訓練）

大規模災害発生時における関係機関との連携強化と津波災害に対する対応強化等を図るため、大規模災害発生時の初動対応における実践的訓練を実施した。

(1) 実施日

令和4年10月16日（日）

(2) 場所

中央会場：葉山町南郷上ノ山公園

他会場：葉山港、南郷中学校、横須賀市立市民病院、
横須賀共済病院、湘南鎌倉総合病院等

(3) 訓練内容

消防、警察、自衛隊、在日米軍、日本赤十字社、米国赤十字社、神奈川県DMAT、神奈川県DMAT-L、医療関係機関等の参加・協力を得て、医療救護活動、情報収集伝達、中高層建物等からの被災者の救出救助などの訓練を実施した。

(4) 参加機関等

ア 参加機関

145機関（県、消防、警察、海上保安庁、自衛隊、在日米軍、日本赤十字社、米国赤十字社、医療関係機関、民間事業所、自主防災組織等）

イ 参加人数

1,500人

2 神奈川県国民保護共同図上訓練

国民保護法に基づき、緊急対処事態発生時における関係機関の機能確認及び相互の連携強化を図るため、国及び県が共同して図上訓練を実施した。

(1) 実施日

令和4年11月25日（金）

(2) 場所

神奈川県庁

(3) 訓練内容

テロから武力攻撃事態に発展する事態を想定し、自衛隊、海上保安庁、警察、指定（地方）公共機関等の参加・協力を得て、検討会方式による図上訓練などを実施した。

(4) 参加機関等

ア 参加機関

17機関（県、横浜市、警察、内閣官房、消防庁、海上保安庁、自衛隊、指定（地方）公共機関等）

イ 参加人数

56人

3 緊急消防援助隊部隊集結訓練

県外での大規模災害発生により、県に緊急消防援助隊の出動が要請された際の、県及び各消防本部における即時対応力や部隊集結までの迅速性の向上、県内消防本部間の後方支援の連携強化を目的とする訓練を実施した。

(1) 実施日

令和4年10月4日（火）、10月7日（金）、12月5日（月）

(2) 場所

県消防学校、横浜市消防訓練センター、川崎市消防訓練センター、各消防本部

(3) 訓練内容

大雨の影響により千葉県に大規模な土砂災害が発生したとの想定の下、消防庁からの出動要請から出動隊数報告までの「情報受伝達訓練」、災害内容に応じた資機材準備及び車両への積載から指定された集結場所に指定された時間までに集結する「部隊集結訓練」、集結場所における「後方支援訓練」を実施した。

(4) 参加機関等

ア 参加機関

24機関（県、県内23消防本部）

イ 参加人数

76人（令和4年10月4日（火）32人、10月7日（金）22人、12月5日（月）22人）

4 緊急消防援助隊航空部隊等受援訓練

県内で大規模地震災害が発生したことを想定し、航空消防力の早期確保及び効果的・効率的な運用体制の構築を目的として、緊急消防援助隊航空部隊等の集結訓練及び救助、救出訓練を実施した。

(1) **実施日**

令和4年10月24日(月)

(2) **場所**

横浜市消防局横浜ヘリポートほか

(3) **訓練内容**

県内で最大震度7の直下型地震が発生し、甚大な被害が発生したとの想定の下、消防庁より出動要請を受けた県外緊急消防援助隊航空部隊の集結訓練、横浜市消防局航空隊及び県外航空隊による情報収集、救助、救出訓練を実施した。

(4) **参加機関等**

ア 参加機関

10機関(県、県内3消防本部、県外6航空隊)

イ 参加人数

130人

5 石油コンビナート等防災本部訓練

石油コンビナート地域で発生する恐れのある危険物の火災や高圧ガスの漏えい等の災害に対応するため、関係行政機関、事業所と合同で、初動対応を中心とした訓練を実施した。

(1) **実施日**

令和4年11月9日(水)

(2) **場所**

神奈川県庁

(3) **訓練内容**

首都直下地震により、横浜市内で原油タンクの火災及び原油の海上漏えいが、また、川崎市内でLPGタンク火災が発生することを想定した合同図上訓練(机上訓練)を実施した。

(4) **参加機関等**

ア 参加機関

10機関(県、横浜市、川崎市、警察、消防、海上保安庁、コンビナート事業所等)

イ 参加人数

49人

6 高圧ガス地震防災緊急措置訓練

高圧ガスを取り扱う事業所等の地震防災意識の高揚を図り、防災体制を

検証し、関係機関等との連携体制の整備、充実を一層徹底するため、高圧ガスによる地震災害、事故を想定した実践的な訓練を実施した。

(1) **実施日**

令和4年10月19日(水)

(2) **場所**

耐震バス (横浜市中区みなとみらい1-1)

(3) **訓練内容**

路上での高圧ガスの漏えい事故への緊急措置訓練や溶接作業時の安全装置のデモンストレーション等を実施した。

(4) **参加機関等**

ア 参加機関

8機関 (県、警察、消防、(公社)神奈川県高圧ガス防災協議会等)

イ 参加人数

301人

V コンビナート地域における高圧ガスの製造許可等の権限移譲

コンビナート地域における高圧ガスの製造許可等の権限の横浜市及び川崎市への移譲に向けた準備を進めている。

1 経緯

令和2年11月に開催した、横浜市神奈川県調整会議及び川崎市神奈川県調整会議（合同開催）において、横浜市長及び川崎市長から、コンビナート地域における高圧ガス保安法に基づく権限移譲の要望を受けたことから、移譲に向けて協議を進めてきた。

2 移譲予定時期

令和7年4月1日

3 移譲事務

コンビナート地域における高圧ガスの製造許可等の事務※

※ コンビナート地域以外の地域における高圧ガスの製造許可等の事務は、第5次地方分権一括法による高圧ガス保安法の改正により平成30年4月から横浜市・川崎市の権限となっている。

4 今後の予定

今後、高圧ガス保安法の改正に伴う政令・省令の改正が見込まれるため、移譲対象事務の確認等、引き続き協議を進める。